

議案第 40 号

南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、令和 8 年 3 月 31 日をもって解散する南房総広域水道企業団の財産処分を次のとおり関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、令和 8 年 3 月 31 日をもって解散する南房総広域水道企業団の財産処分を次のとおり定める。

1 南房総市に承継する財産

・土地

所在	登記簿面積
南房総市下滝田字寺原 249 番 2	668 m ²

2 大多喜町に承継する財産

・土地

所在	登記簿面積
大多喜町上原字打越堀 1198 番 2	19 m ²
大多喜町上原字打越堀 1199 番 3	56 m ²
大多喜町上原字打越堀 1189 番 5	26.05 m ²
大多喜町上原字打越堀 1191 番 9	24.05 m ²
大多喜町西部田字川島 905 番 4	60 m ²
大多喜町西部田字川田 912 番 14	109 m ²
大多喜町西部田字竹ノ沢 798 番 2	66 m ²
大多喜町上原西部田柳原入会字沢山 11 番 543	265 m ²
大多喜町上原西部田柳原入会字沢山 11 番 544	149 m ²
大多喜町上原西部田柳原入会字沢山 11 番 545	4.00 m ²

3 千葉県企業局の承継する財産

1、2 以外の全て